庁 中 一 般 各 公 所

四日市市元号の改正に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

平成31年4月26日

四日市市長 森 智 広

四日市市元号の改正に伴う関係規程の整備に関する規程 (四日市市職員服務規程の一部改正)

第1条 四日市市職員服務規程(昭和62年四日市市訓令第8号)の一部を次のよう に改正する。

第1号様式を次のように改める。

#### 身元保証契約書

(被保証者) 所 属 補職名 氏 名

上記の者が四日市市職員として在職中、諸法規を遵守し、誠実に服務させるとともに、万一故意又は重大な過失によって市に損害を与えたとき、また、退職後であっても在職中の行為によって損害を与えたときは、必ず本人と連帯の上で損害賠償の責めを負います。

年 月 日

四日市市長 様

#### (留意事項)

- 1. 身元保証人は、独立の生計を営む成年者であること。
- 2. 身元保証人が前項の要件を欠いたとき、又は死亡したときは、更新しなければならない。
- 3. 本市職員は互いに保証人とすることはできない。

(四日市市文書管理規程の一部改正)

第2条 四日市市文書管理規程 (平成20年四日市市訓令第7号) の一部を次のよう に改正する。

第14号様式を次のように改める。

### 第14号様式(第19条関係)

起案日		年	月	日	施行日	:	年	月	日	分類区分		保存:	期間 3・1・1未・( )
決裁日		年	月	日	完結日	:	年	月	日	刀規戶刀		保存:	年限 年度まで
決裁権	诸	部長	次县	Ę.	課長	副参	事	課長ネ	甫佐	係長	係	文書取扱主	任 合議
部長課長													
									起案者	<del>i</del>			
	システム登録□												

(四日市市職員の職場復帰支援のための産業医面接の実施に関する規程の一部改正) 第3条 四日市市職員の職場復帰支援のための産業医面接の実施に関する規程(平成 22年四日市市訓令第13号)の一部を次のように改正する。

第1号様式及び第2号様式を次のように改める。

## 職場復帰支援に関する情報提供依頼書

( 病院 クリニック )			
	₹510-8	8601	
	四日市市	諏訪町1番5号	
	四日	市市役所産業医	F
下記1の弊市職員の職場復帰支援に際し、下	記2の情報提供	共依頼事項について、面接(職	員の所属の長、
人事課担当者等が同席)あるいは任意書式の文書	書により、情報扱	<b>是供およびご意見をいただけれ</b>	ばと存じます。
なお、いただいた情報は、本人の職場復帰を支	で援する目的の	みに使用し、且つプライバシー	には十分配慮し
ながら管理いたします。			
今後とも弊市の健康管理活動へのご理解ご協力	力をよろしくお原	<b>頁い申し上げます。</b>	
	記		
1 職員			
氏名 (男女	)		
生年月日 年 月 日			
2 情報提供依頼事項			
(1) 発症から初診までの経過			
(2) 治療経過			
(3) 現在の状況(業務に影響を与える	症状および薬の	)副作用の可能性なども含めて	)
(4) 職場復帰に関するご意見			
(5) 就業上の配慮に関するご意見(症	状の再燃・再発	防止のために必要な注意事項	〔など)
(6) その他			
(本人記入)			
私は、本情報提供依頼書に関する説明を受	け、情報提供の	)ため、産業医(職員の所属の長	長、人事課担
当者等が同席)と面接を実施することについて	あるいは、文書	Fを作成し産業医に提出するこ	とについて、
同意します。			
年	月 日	氏名	卸

# 職場復帰に関する意見書

任命権者 宛

四日市市役所産業医	
	印

所 属		職員番号	氏	名	性別	生年月	日	年齢
								才
目的		職場復	夏帰とその支	迂援 ( 新	行規 ・ 変す	E • 解除 )		
	復職の	可否	可		条件付き	可	不可	
復職に関する意見	(意見)							
	時間外	勤務		禁止 •	制限	時間		
	交替勤	務		禁止 •	制限			
お金し町争り	休日勤	務		禁止 •	制限			
就業上配慮の 内容	就業時	間短縮		遅刻 ・	早退	<b></b>		
	出	張		禁止 •	制限			
※復職可又は 条件付き可	配置転	換•異動						
の場合	作業転	換						
	その他	•今後の見ù	通し					
面接年月日		年	月	日				
上記の措置期間		年	月	日 ~	年	月 日		

附則

この規程は、令和元年5月1日から施行する。

(総務部総務課)